

# クラウドサービス等と著作権について

## 文化庁の対応状況

平成26年10月24日(金)

文化庁長官官房著作権課

# クラウドサービス等と著作権に関する政府の方針

## 1. 知的財産政策ビジョン(平成25年6月知的財産戦略本部決定)(抜粋)

### 【取り組むべき施策】

著作物の公正な利用と著作物の適切な保護を調和させ、新しい産業と文化の発展を続けるため、クラウドサービスやメディア変換サービスといった新たな産業の創出や拡大を促進する全体的な法的環境の整備を図るため、著作権の権利制限規定の見直しや円滑なライセンス体制の構築などの制度の在り方について検討を行い、必要な措置を講じる。(文部科学省)

※同趣旨の内容が、知的財産推進計画2013(平成25年6月知的財産戦略本部決定)及び知的財産推進計画2014(平成26年7月知的財産戦略本部決定)にも記されている。

## 2. 規制改革実施計画(抜粋)(平成26年6月閣議決定)(抜粋)

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管省庁
14	クラウドメディアサービスの実現のための規制の見直し	著作権の適切な保護と著作物の公正な利用の調和を図りつつ、新しい産業の創出・拡大に資する観点から、クラウドにおける私的複製を支援するサービスや、情報活用のサービス等についてサービス提供を可能とするような権利制限規定の在り方や円滑なライセンス体制の構築について文化審議会著作権分科会において検討を行い、関係者間の合意が得られることを前提に結論を得る。	平成26年度 上期結論	文化庁

文化審議会著作権分科会において、平成25年6月から集中的に議論を開始

# 文化審議会著作権分科会における検討状況

検討を開始してから現在に至るまで、のべ11回にわたり委員会を開催

## 平成25年度

### 【法制・基本問題小委員会】

- (第1回)平成25年6月17日実施
    - 一知的財産政策ビジョンを踏まえ、今後検討が必要な課題について議論
  - (第2回)平成25年8月7日実施
    - 一事業者からの意見ヒアリング
  - (第3回)平成25年9月12日実施
    - 一ヒアリングを踏まえた検討
- ➡ 第4回小委員会において、ワーキングチームを設置することを決定。

### 【著作物等の適切な保護と利用・流通に関するワーキングチーム】

- (第1回)平成25年12月16日実施
  - 一有識者等による意見発表
- (第2回)平成26年2月17日実施
  - 一ロッカー型クラウドサービスの分類に関する事業者からの意見ヒアリング

## 平成26年度

### 【著作物等の適切な保護と利用・流通に関する小委員会】

- (第1回)平成26年7月23日実施
  - 一ロッカー型クラウドサービスの分類に関する権利者(音楽関係)からの意見ヒアリング
- (第2回)平成26年8月7日実施
  - 一ロッカー型クラウドサービスの分類に関する権利者(映像関係)からの意見ヒアリング
- (第3回)平成26年8月28日実施
  - 一ロッカー型クラウドサービスの分類に関する利用者からの意見ヒアリング
- (第4回)平成26年9月18日実施
  - 一意見交換①
- (第5回)平成26年9月30日実施
  - 一意見交換②
- (第6回)平成26年10月16日実施
  - 一意見交換③

# 文化審議会著作権分科会における検討の概要①

議論の対象として事業者から提示されたサービス

## 1. 私的使用目的の複製が関係するクラウドサービス(詳細は次頁)

- ① プライベート・配信型
- ② プライベート・ユーザーアップロード型
  - ②-a 汎用ロッカー型    ②-bコンテンツロッカー型    ②-c 変換機能付加型
  - ②-d スキャン&マッチ型
- ③ 共有・配信型
- ④ 共有・ユーザーアップロード型

## 2. 1以外のサービス

メディア変換サービス、個人向け録画視聴サービス、プリントサービス、法人向け評判分析サービス、法人向けTV番組検索サービス 等

- 審議会において検討の結果、議論を円滑に進めるためには、基本的なサービスとして現実に安定的に運営がなされており、共通の理解のもとに検討できるサービスから検討を始めるべきであるとして、まずは1. の私的使用目的の複製が関係するクラウドサービス(ロッカー型クラウドサービス)から検討を行うことで委員の意見が一致。
- また、1. 以外のサービスについては、諸外国の事例について、法制度の実態も含めて精査することが必要であるとの指摘が委員から多数なされた。

# 文化審議会著作権分科会における検討の概要②

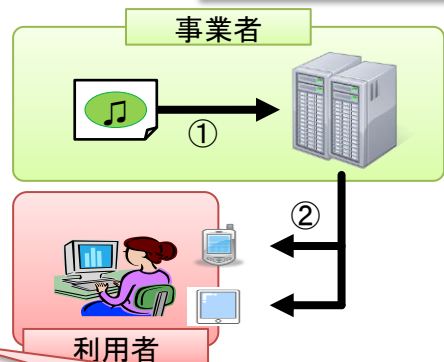
## ロッカー型クラウドサービスの分類

視点  
1  
2

### 配信型

(ロッカーに保存されるコンテンツはクラウド事業者が用意)

プライベート型



一人の利用者のみが、ロッカーに保存されるコンテンツにアクセス可能

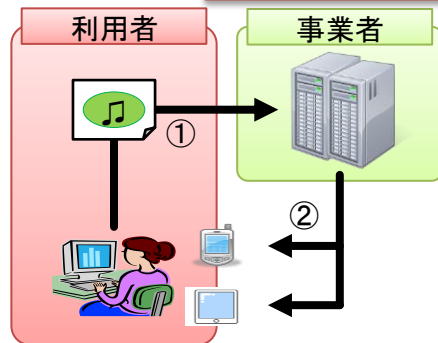
クラウド事業者が用意して (ライセンスを受ける場合を含む。以下同じ。) (①) ロッカーに保存したコンテンツについて、利用者が事業者との契約等により、当該コンテンツを自らの様々な携帯端末等においていつでも利用 (ダウンロード又はストリーミング。以下同じ。) (②) できるようにするサービス。

<例>  
Amazon Cloud player,  
電子書籍サービス

タイプ1  
(プライベート・配信型)

### ユーザーアップロード型

ロッカーに保存されるコンテンツは利用者が用意

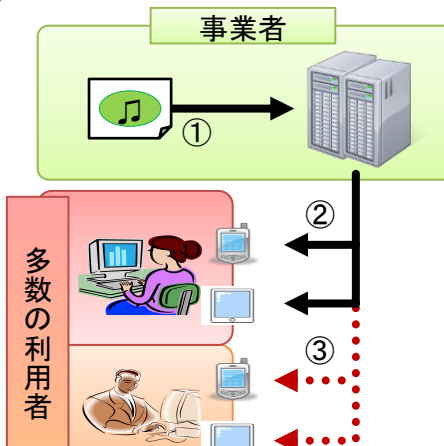


利用者が用意したコンテンツをロッカーに保存し (①)、当該コンテンツを自らの様々な携帯端末等において利用 (②) できるようにするサービス。

<例>  
マイキャビ (Nifty),  
MP3tunes, MYUTA

タイプ2  
(プライベート・ユーザーアップロード型)

共有型



多数の利用者が、ロッカーに保存されるコンテンツにアクセス可能

タイプ3  
(共有・配信型)

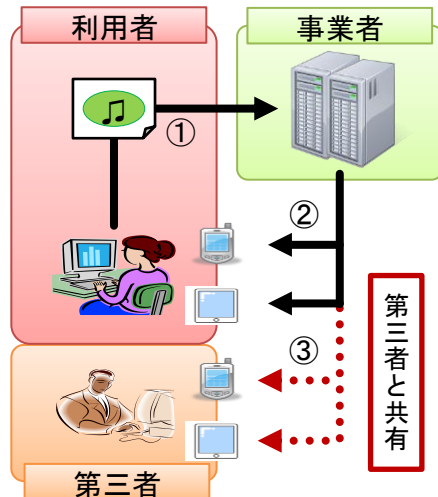
クラウド事業者が用意して (①) ロッカーに保存したコンテンツを、多数の利用者が共有して利用 (②・③) できるようにするサービス。

<例>  
動画配信サービス

タイプ4  
(共有・ユーザーアップロード型)

利用者が用意したコンテンツをロッカーに保存し (①)、当該コンテンツを多数の利用者が共有して利用 (②・③) できるようにするサービス。

<例>  
MegaUpload



第三者と共有

# 文化審議会著作権分科会における検討の概要③

## 審議会において主に議論された点

○各タイプのロッカー型クラウドサービスについて、当該サービスで行われている著作物の利用行為（複製等）について、権利者の許諾を必要とするべきか。

	配信型	ユーザーアップロード型
プライベート型	タイプ1	タイプ2
共有型	タイプ3	タイプ4

（検討経過）

タイプ1・3・4について

権利者の許諾が必要であり、**契約等により対応すべきサービス**であるとの見解で一致

タイプ2について

著作権法上適法となる「**私的使用目的の複製**」の範囲内<sup>※</sup>で行われているサービスと考えるか、当該サービスに事業者が関与し利益を得ていることに鑑みて**権利者の許諾が必要**と考えるか争いがあったため、重点的に議論。

※ 著作権法上、個人が私的に利用する目的（私的使用目的）で著作物を複製することは原則として適法とされている（著作権法第30条第1項）。

# 文化審議会著作権分科会における検討の概要③

## 審議会において主に議論された点

### タイプ2のロッカー型クラウドサービスに対する評価

- 有識者の意見も踏まえた検討の結果、タイプ2については、基本的に利用行為主体<sup>※1</sup>は利用者であり、その場合には当該サービスで行われる著作物の複製は私的使用目的の範囲内であり、**権利者の許諾は不要であるとの意見で一致した。**

### 許諾を必要とするべきサービスを円滑に実施するための方策

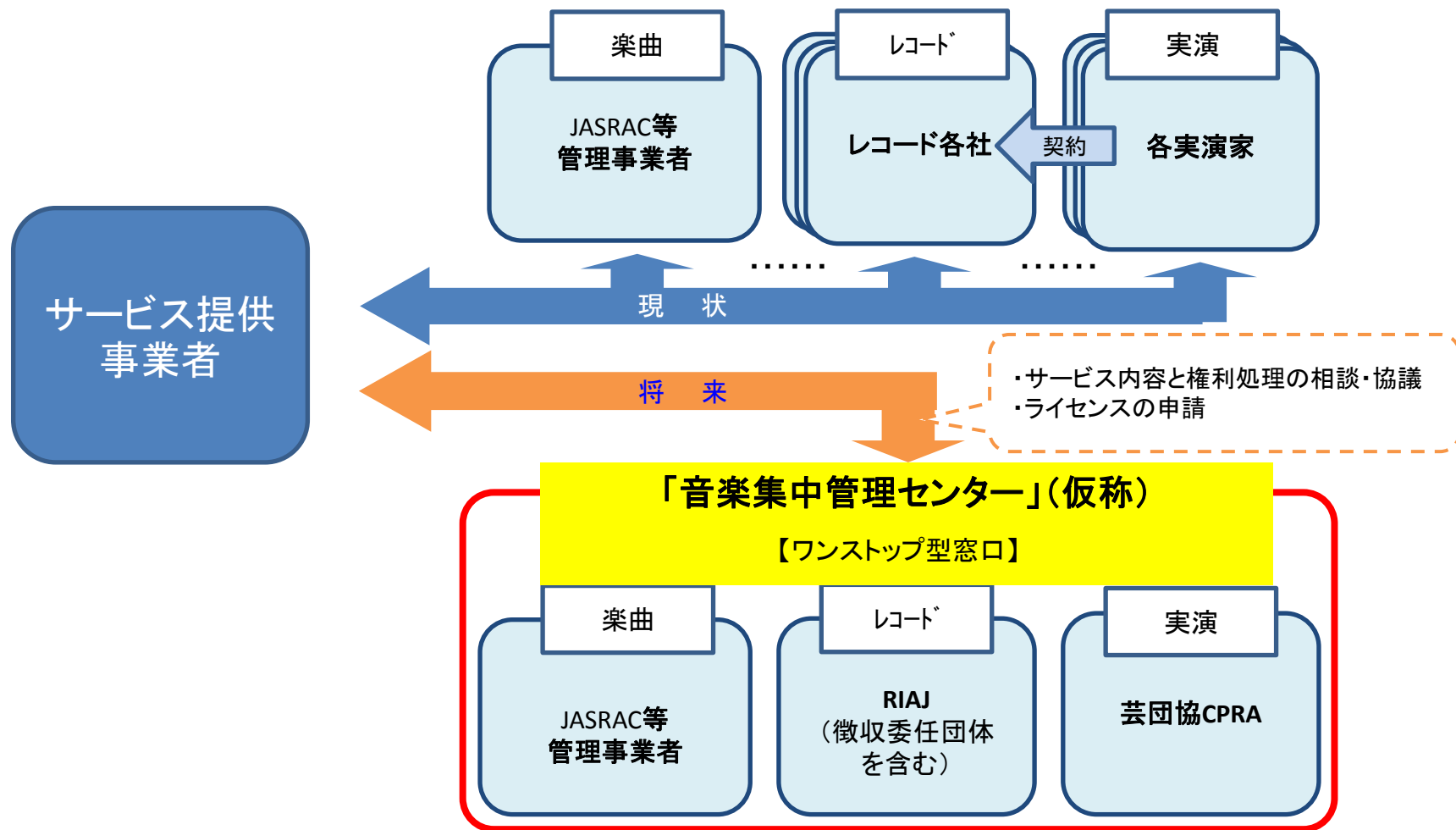
- 許諾を必要とするべきサービスについて、一部の事業者から権利者の探索や多数の権利者と個々に契約すること等のコストを低減すべきとのニーズが出されたこと等を踏まえ、権利者側から**「集中管理による契約スキーム」の案**が示された。
- 集中管理による契約スキームについては、契約コストの低減につながるだけでなく、権利者との許諾が必要か否かグレーなサービスに対しても事業者がリスクヘッジとして容易に契約することが可能となり、事業者が利用者に適法なサービスを安心して提供できることが可能になるとして、**本スキームの有用性を評価する見解で委員の意見がおおむね一致した<sup>※2</sup>。**

※1 著作権法上、複製の主体は一律に定められるものではなく、複製の対象、複製の方法、複製の関与の程度といった様々な事情をもとに司法において判断される。

※2 関連して、(一社)日本経済団体連合会からは、クラウドサービスの今後の発展に向け、事業者が一括で円滑に権利者と契約できる集中管理型ライセンス体制の構築が有効な方策であると認められるべきとの意見が示されている。

# 文化審議会著作権分科会における検討の概要④

(参考)集中管理による契約スキームのイメージ





# 今後の検討予定

- ロッカー型クラウドサービスについては、前回(10/16)の小委員会として一定の方向性がまとまったため、主査より事務局に対し、とりまとめの案作成の依頼がなされた。これを受け、今後とりまとめ案を作成する予定。
- 議論の対象として事業者側委員から提示されたもののうち、ロッカー型クラウドサービス以外のものについては、次回以降の小委員会において、すみやかに検討を行う予定。
- また、クラウドサービス等の技術の発展に対応した、権利者への適切な対価還元の在り方についても、今後検討を行う予定。

(以上)